

沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会会則

平成26年3月24日設立

(名称)

第1条 この会は、沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、沖縄県の未来を担う青少年の健全育成を図るため、青少年の乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各発達課題に応じて必要とすべき体験を通して、青少年の社会的自立を促すことを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 青少年に対する体験活動の必要性や重要性を広く家庭や社会に発信する事業
- 二 青少年の社会的自立を目指す多様な体験活動の場や機会の提供に関する事業
- 三 前各号に掲げる事業を行う団体等の連絡調整・支援に関する事業
- 四 その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、沖縄県内に事務所等を有し、本協議会の設立趣旨に賛同する団体、企業等とする。

- 2 本協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により会長に申し込むものとし、理事会で協議の上、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事会において前項の者の入会を認めないとしたときは、会長は速やかに理由を付した書面をもって申込人にその旨を通知しなければならない。

(会員の除名及び退会)

第5条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- 一 本協議会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき
- 二 本協議会の会則を守らず、又は役員会の議決を無視する行為があったとき
- 2 会員が任意により退会を申し出た場合は、会長はこれを受理し退会を認める。
- 3 会員である団体等が解散、消滅したときは自動的に退会となる。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置くものとする。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 20名以内
- 四 監事 2名以内
- 2 会長、副会長及び監事は、理事会において理事の互選により選出する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 三 理事は、本協議会の業務を執行する。
- 四 監事は、本協議会の予算、決算の執行状況を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の過半数から書面をもって開催の請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を協議し、会長が議長となる。
 - 一 事業計画に関する事
 - 二 役員選任に関する事
 - 三 会則改廃に関する事
 - 四 会員入会及び退会に関する事
 - 五 その他理事会で必要と認める事項に関する事

(事業年度)

第9条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(経費)

第10条 本協議会の経費は、寄附金、雑収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 本協議会に事務局を置き、国立沖縄青少年交流の家をもって充て、その代表者を事務局長とする。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、本協議会の事務の執行にあたり、第3条各号に掲げる事業を推進する。

(雑則)

第12条 この会則に定める事項の他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 本協議会の設立当初の役員は、第6条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

会長	日本ボーイスカウト沖縄県連盟理事長	宮里博史
副会長	沖縄県レクリエーション協会会長	浦崎 猛
副会長	日本エコツーリズム協会理事(沖縄担当)	開 梨香
理事	沖縄エコツーリズム推進協議会会長	花井正光
理事	沖縄県キャンプ協会理事長	宮里 勉
理事	沖縄県公民館連絡協議会会長	城間幹子
理事	沖縄県スポーツ少年団本部長	神谷育雄
理事	沖縄県スポーツ推進委員協議会会長	太田敏勝

理事 沖縄県青少年育成県民会議会長 新垣幸子
理事 沖縄県青年団協議会会長 金城孝司
理事 沖縄県体験型観光推進協議会会長 島袋徳和
理事 沖縄県P T A連合会会長 伊敷 猛
理事 沖縄県婦人連合会会長 平良 菊
理事 沖縄地区青少年教育施設連絡協議会会長 平良 進
理事 沖縄地方ラジオ体操連盟会長 浦崎 猛
理事 ガールスカウト沖縄県連盟連盟長 仲地輝美
監事 沖縄県子ども会育成連絡協議会会長 饒平名知敬

- 3 本協議会の設立当初の役員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。
- 4 本協議会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成27年3月31日までとする。